

桂川町告示第7号

令和2年第1回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年2月18日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和2年3月3日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

原中 政廣君

林 英明君

柴田 正彦君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

下川 康弘君

竹本 慶吉君

青柳 久善君

○3月9日に応招した議員

○3月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和2年3月3日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
(1) 教育環境整備について
- 日程第5 議会広報委員長報告
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第1号 桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任
- 日程第7 議案第1号 町道路線の認定
- 日程第8 議案第2号 桂川町駐輪場条例の制定
- 日程第9 議案第3号 桂川町森林環境整備基金条例の制定
- 日程第10 議案第4号 桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 議案第5号 桂川町職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定
- 日程第12 議案第6号 桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第13 議案第7号 桂川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第14 議案第8号 桂川町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第15 議案第9号 桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第16 議案第10号 桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第17 議案第11号 桂川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第18 議案第12号 令和元年度桂川町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第19 議案第13号 令和元年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

- 日程第20 議案第14号 令和2年度桂川町一般会計予算
日程第21 議案第15号 令和2年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第22 議案第16号 令和2年度桂川町土地取得特別会計予算
日程第23 議案第17号 令和2年度桂川町国民健康保険特別会計予算
日程第24 議案第18号 令和2年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
日程第25 議案第19号 令和2年度桂川町水道事業会計予算
日程第26 報告第1号 専決処分の報告（損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 総務経済建設委員長報告
 (1) 道路管理について
日程第4 文教厚生委員長報告
 (1) 教育環境整備について
日程第5 議会広報委員長報告
 (1) 議会広報の編集及び発行について
日程第6 同意第1号 桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任
日程第7 議案第1号 町道路線の認定
日程第8 議案第2号 桂川町駐輪場条例の制定
日程第9 議案第3号 桂川町森林環境整備基金条例の制定
日程第10 議案第4号 桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
日程第11 議案第5号 桂川町職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定
日程第12 議案第6号 桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定
日程第13 議案第7号 桂川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定
日程第14 議案第8号 桂川町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定
日程第15 議案第9号 桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
日程第16 議案第10号 桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定

- 日程第17 議案第11号 桂川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定
 日程第18 議案第12号 令和元年度桂川町一般会計補正予算（第4号）
 日程第19 議案第13号 令和元年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
 日程第20 議案第14号 令和2年度桂川町一般会計予算
 日程第21 議案第15号 令和2年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
 日程第22 議案第16号 令和2年度桂川町土地取得特別会計予算
 日程第23 議案第17号 令和2年度桂川町国民健康保険特別会計予算
 日程第24 議案第18号 令和2年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第25 議案第19号 令和2年度桂川町水道事業会計予算
 日程第26 報告第1号 専決処分の報告（損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

出席議員（10名）

1番	原中 政廣君	2番	林 英明君
3番	柴田 正彦君	4番	杉村 明彦君
5番	大塚 和佳君	6番	吉川紀代子君
7番	北原 裕丈君	8番	下川 康弘君
9番	竹本 慶吉君	10番	青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	森田 増夫君
教育長	大庭 公正君	総務課長	山邊 久長君
企画財政課長	原中 康君	企画財政課長補佐	小平 知仁君
建設事業課長	小金丸卓哉君	住民課長兼会計管理者	坂井 習司君
税務課長	平井登志子君	保険環境課長	横山 由枝君
健康福祉課長	江藤 栄次君	産業振興課長	大屋 智久君

子育て支援課長 …………… 秦 俊一君 水道課長 …………… 山本 博君
学校教育課長 …………… 北原 義識君 社会教育課長 …………… 尾園 晃君
社会教育課長補佐 ……… 原田 紀昭君

午前10時00分開会

○議長（原中 政廣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和2年第1回桂川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○議長（原中 政廣君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、吉川紀代子君、7番、北原裕丈君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（原中 政廣君） 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から3月17日までの15日間に決定しました。

これより、町長に行政報告、令和2年度の施政方針及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 皆さん、おはようございます。今シーズンの冬は暖冬と言われるように比較的暖かい日が多く、積雪や凍結による影響を余り感じることなく過ぎたように思います。

3月に入り、これから本格的な春の季節を迎えようとしていますが、新型コロナウイルスの感染が世界の各地に広がり、国内においても罹患者が増加し、先月の20日には福岡市内で感染者が確認されるなど、今後の推移が大変心配されるところです。罹患された皆様にはお見舞い申し上げ、一日も早い御回復を心から祈念申し上げますとともに、一刻も早い感染の終息を心から願う次第でございます。

また、先月の28日には、国が全国一斉に小・中学校、高校、特別支援学校の長期臨時休校を要請するなど、新たな事態を迎えています。町としましては、町長を本部長とする対策本部を設

置し、町内の情報収集に努めるとともに、国、県、関係機関等との連携を図りながら、予防の強化や住民の皆様への情報の提供に努めているところでございます。

なお、小中学校の卒業式や行政が関係するイベント等の開催については、全体として自粛を要請するとともに、規模の縮小や時間短縮等を念頭に置いて状況に応じた対応策を講じてまいりたいと考えています。

さて、本日は、令和2年第1回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中にもかかわらず、御出席をいただき、心から感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告、令和2年度施政方針及び本日御提案いたします議案等の提案理由について御説明いたします。

初めに、令和2年は、桂川町が町制を施行して80周年の記念すべき年でございます。この節目の年を迎えるに当たり、ささやかながら記念行事を行い、町民の皆様とともにお祝いしたいと考えています。詳細につきましては、今後計画を立て御提案してまいりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、本年3月31日をもって定年退職します職員はおりませんが、再任用職員の退職者が3名、また、早期退職による欠員が生じていますので、4月1日付の採用予定者として、一般職4名、保育士1名、幼稚園教諭1名、管理栄養士1名を内定しているところでございます。

次に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、新たに会計年度任用職員制度が本年4月から施行されます。本町においても新年度のスタートに向け公募を行うとともに、継続して働いていただく臨時職員の皆さんに対する制度内容の説明会を実施し、さらに、所管課におけるヒアリング等を行うなどの取り組みを進めています。希望される皆さんが安心して勤務していただけるよう適切に対応していきたいと考えています。

次に、災害対策の取り組みとして、昨年11月に株式会社トライアルカンパニーと災害時における物資供給等に関する協定を、12月には九州朝日放送株式会社と防災パートナーシップに関する協定を締結しました。このことにより、災害発生時の食料品等の物資供給や情報発信・伝達が容易となり、住民の皆様への安全安心に貢献できるものと考えております。

また、一昨年9月に計画していました桂川町総合防災訓練は悪天候のために中止しましたが、令和2年度は開催時期を見直して実施する計画です。訓練実施により、関係者の防災意識の向上とスキルアップ、また、関係機関との連携強化等を図ってまいります。

次に、第5次桂川町総合計画の期間が令和2年度で終了するため、令和3年度から10年間の第6次桂川町総合計画の策定に取り組んでまいります。策定に当たりましては、桂川町総合計画審議会条例にのっとり審議会を設置し、本町の将来目標となる基本構想を明らかにするとともに、町勢振興のマスタープランとして策定したいと考えていますので、よろしく申し上げます。

次に、まち・ひと・しごと創生法が平成26年に制定され、本町においても平成27年度に桂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンを策定し、4本の柱からなる基本目標を立てて取り組んできたところです。計画期間は平成31年度までとなっていますが、昨年12月の町議会定例会で報告しましたように、総合計画との調整を図ることから、第2期総合戦略は令和2年度に策定することとしています。

前回の総合戦略策定時における国立社会保障・人口問題研究所、通称社人研の推計では、20年後の2040年の本町の人口は9,650人でしたが、今回は1万356人に変更され、やや上方修正されています。しかし、人口減少はこれからさらに顕著になることが予測され、その対策が求められています。

このような状況を踏まえ、第2期総合戦略の策定に当たりましては、本町の特色を生かし、桂川駅や王塚古墳、子育て全般に係る教育の充実、商工業や農業等の産業振興を柱に据え、ひとづくりと仕組みづくりを基軸とした活力あふれる地域づくりを目指したいと考えています。

次に、平成26年から事業着手された県道豆田稲築線の土師工区、つまり嘉穂総合高校から役場横交差点までの区間につきましては、6年の事業期間を経て3月末には完成する見通しになりました。

当道路が無事開通の運びになりましたのは、道路用地の地権者の皆様を初め、関係機関の多大なる御尽力のたまものであり、心から深く感謝申し上げます。

本町にとりましては、町の中心部を東西に結ぶ基幹道路であり、生活道路でもあります。現時点では、県とも協議を行い、今月28日土曜日に開通式並びに泉河内川にかかる平成七瀬橋の渡り初めを行う計画ですが、コロナウイルス対策のため変更する場合がありますので、よろしくお願いいたします。

次に、桂川駅前の駐輪場は、通勤・通学者等の自転車駐輪場として利用していただいておりますが、現在、6カ月以上の長期間にわたり放置されていると推測される自転車が約100台あり、他の利用者の障がいになっています。当駐輪場を適正・有効に利用していただくため、新たに桂川町駐輪場条例の条例案を提案していますのでよろしくお願いいたします。

なお、条例案の内容は自転車の放置が長期間続いた場合、駐輪場から自転車を移動させるとともに、持ち主との連絡がとれない場合は町が処分することができるというものであり、各自治体においても同様の措置がとられているところでございます。

次に、桂川駅自由通路等整備工事は、現在、ホームの施設解体工事及び自由通路のくい基礎工事が終了し、駅舎や構内跨線橋の基礎工事が進められているところです。2月末時点の進捗率は19.6%でございます。また、桂川駅南側の駅前広場につきましては、現在、駅の南側を線路と並行して設置してある既存水路が広場の一部にかかるため、水路の暗渠化工事を行っています。

令和2年度は、自由通路や駅舎の工事と並行して、駅前広場の整備を進めてまいりたいと考えております。引き続き、近隣住民の皆様、駅利用の皆様には大変御迷惑をおかけしますが、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、町営住宅二反田団地B棟の設計の基礎資料となる地質調査を実施いたしました。調査の結果、固い岩盤層が地表から約9mの深さに分布しており、一部に石炭採掘の坑道跡がありますが、基礎工事の施工には問題なく、地盤の液状化のリスクも極めて低いと判断されています。現在、B棟建設予定地内にあります旧住宅の解体工事を行っているところであり、令和2年度はB棟の建築設計及び造成工事を進めてまいりたいと考えています。

次に、本町が管理している公共施設の中には老朽化が目立つ施設があり、建てかえや改修などを必要とするものが多くあります。このため、まず、町の基幹となる施設や避難所に指定されている施設、不特定多数の利用者が使用する施設等を対象に個別施設計画を策定し、施設の適切な運用と維持管理を図っていきたいと考えています。

次に、ふくおか県央環境広域施設組合における環境施設等の広域化につきましては、12月の定例会でも申し上げましたように、現在、桂苑及び嘉麻クリーンセンターについて建物等の調査を実施しているところです。その調査結果をもとに、施設の再編や大規模改修等について本格的な協議・検討を進めていくこととなります。本町としましては、広域化のスケールメリットを生かし、将来にわたる持続可能な業務の遂行を念頭に、環境負荷の低減や中長期的なコストの抑制が図れるよう努力していきたいと考えています。

次に、子ども医療費支援事業については、福岡県が補助の対象を現行の小学生以下から中学生まで拡充する方針を打ち出しました。今回の県の拡充方針を受けて、本町でも子育て世代の医療費負担を軽減し、安心して子供を産み、健やかに育てられる環境の整備を目指して、子ども医療費に対する支援について充実を図りたいと考えています。

次に、国民健康保険事業につきましては、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的で持続可能な運営を目指していますが、依然として厳しい財政状況が続いています。このため、これまでは令和2年度まで1人当たりの納付金額が平成28年度の水準を超えないこととされていましたが、県国保運営協議会はこれを見直し、令和2年度から平成28年度の水準を超える市町村負担を求める答申をしました。

このため、本町の令和2年度の納付金が約1,000万円増額される見通しになっていますが、国保税率を上げることなく、現行のまま運営していく所存でございます。

今後とも納付金算定の動向に注視しながら、国保財政の健全化を目指し、医療費適正化に向け、特定健診及び特定保健指導の受診率の向上に取り組みたいと考えています。

次に、町民の皆様の移動支援、買い物支援等の充実を図ることを目的に、4月1日から福祉バ

ス、買い物通院バスの路線及び時刻表の変更を行います。変更内容につきましては、広報けいせん3月号と一緒に新しい時刻表を各家庭に配付いたしますので、確認していただきたいと思えます。

次に、母子保健の取り組みとして、妊娠期から子育て期のさまざまなニーズに対して安心して妊娠・出産、子育てができる環境をつくり、一人一人に寄り添いながら切れ目のない支援を図るため、子育て世代包括支援センターを総合福祉センター内に設置する計画を進めています。そのために必要な予算を計上していますのでよろしくお願いいたします。

次に、現在の農業委員会委員は、本年7月19日に任期満了を迎えます。これに伴い、3月25日から4月24日までの1カ月間、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の推薦受付並びに募集を実施いたします。

農業委員は、推薦を受けた人並びに応募された人について、候補者評価委員会が評価を行い、議会の同意を得て町長が任命することとなっています。

また、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱することとなっています。

次に、農林振興につきましては、農地や農道、水路等の農業環境保全のため、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用した地域の取り組みを支援してまいります。

また、新規に就農する青年農業者の支援策として県や農協と連携し、次世代人材投資事業等の活用を図ってまいります。

次に、桂川町商工会が事業主体の令和2年度のプレミアム付き商品券「よかーけん」は、総額2,200万円分を完売し、2月21日現在の換金率は93%となっています。令和2年度につきましては、国、県等の動向を注視しながら、商工会と協議していく必要があると考えています。

また、消費税の引き上げに伴う住民税非課税世帯及び3歳未満の子が属する世帯を対象に実施されたプレミアム率25%付きの商品券の発行・販売事業の状況は、非課税世帯分は、対象者2,601人のうち申請があった259人に商品券の購入引換券を発行しています。なお、子育て世帯については対象者全員に購入引換券を発行したところです。

次に、森林環境譲与税の新設に伴い、本定例会に森林環境整備基金を設置するための条例案を提案しています。令和2年度につきましては、この基金を活用して森林管理の意向調査を実施したいと考えています。

次に、水道事業につきましては、将来にわたって安定的に水道事業を継続していくための施設整備に関する投資見通しを試算した投資計画、財源見通しを試算した財源計画などを盛り込んだ中長期的な経営計画の策定が求められています。

このため、事業の現状と課題、将来の見通しを踏まえ、水需要を把握しながら経営計画の策定に取り組んでまいります。

次に、学校におけるICT環境の整備につきましては、国の総合経済対策の一環としてGIGAスクール構想の実現が打ち出され、校内通信ネットワークの整備と義務教育段階における児童生徒に一人一台のタブレットを備えるための補正予算が措置されたところです。

本町におきましても、国の補助事業を活用し、校内通信ネットワーク整備を初めとする学校のICT環境の整備を推進していくため、補正予算を計上していますのでよろしくお願いいたします。

なお、スケジュールの関係上、令和2年度に明許繰り越しするものでございます。

次に、町全体で子供たちを見守り育てる環境づくりを推進するため、通学合宿や夢・人・未来塾、ゆのうら体験の杜を活用した体験活動等、青少年の健全育成活動等に積極的に取り組むとともに、ことぶき大学や文化連合会を初め、いろいろな団体のサークル活動の充実を図り、町民の皆さんのニーズに応えられる生涯学習の機会を提供してまいりたいと考えています。

なお、地域コミュニティの活性化を目的として創設した地域はつらつ応援助成金は、各行政区において有効に活用されており、それぞれの地域の特性を生かした元気なまちづくりの推進に期待するものでございます。

次に、ことは、東京オリンピック・パラリンピックが開催される年であります。本町でも5月13日に桂川駅から王塚古墳までの約1kmの間でオリンピックの聖火リレーが計画されています。聖火リレーを盛り上げるとともに、スポーツに親しむまちづくりを推進していきたいと考えています。

次に、国指定特別史跡王塚古墳については、現在、年2回の一般公開を行っていますが、以前から、公開日の拡大や照明、補強用鉄柱の改善などの課題が指摘されてきました。このことを受け、王塚古墳の文化遺産としてのすばらしさを発信できるように王塚古墳保存活用計画を策定し、その実現に向けて国、県と連携して取り組んでいきたいと考えています。

次に、図書館は、昨年、開館20周年を迎え、それに先立ち来館者100万人を超えるなど、多くの方々に利用されてきました。

また、昨年は、図書ボランティア布っ子が、その活動や作品が高い評価を受け、全国優良読書グループ表彰、手づくり布の絵本全国コンクール最優秀賞、福岡県教育文化表彰などの表彰を受けました。今後も、それぞれのグループ活動が充実・発展していくことを期待するとともに、読書活動の推進を図ってまいります。

次に、平成28年に人権に関する3つの法律、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法が施行され、福岡県でも昨年、部落差別の解消の推進に関する条例が施行されました。

本町では、これまで県の同和問題啓発強調月間にあわせて街頭啓発や人権市民講座、人権啓発パネル展、人権・同和問題地域懇談会等の啓発事業などの取り組みを継続するとともに、昨年

12月には桂川町部落差別の解消の推進に関する条例を制定したところです。今後とも、人権教育・啓発活動に取り組んでまいります。

次に、一般会計について、概略の説明をいたします。

まず、令和元年度補正予算第4号についてですが、補正額6,801万1,000円を追加し、予算の総額を58億7,049万4,000円と定めたものでございます。

今回の補正の主なものは、今月の28日に計画しています県道豆田稲築線土師工区の開通式にかかわる関連経費を計上しています。

また、保育所の園外活動等における安全性を確保するための保育所近接箇所に車どめポール等を設置する未就学児等交通安全対策事業費や国が掲げるGIGAスクール構想の実現のための事業費、このほか決算を考慮した精算見込み等による補正予算を計上しています。

以上が、令和元年度一般会計補正予算第4号の主な内容でございます。

次に、令和2年度一般会計予算について御説明いたします。

総務省が示した令和2年度の地方財政対策の概要としましては、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会への維持・再生、防災・減災対策等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適正に反映した計上を行う一方、国の取り組みと基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、経済財政運営と改革の基本方針2018、平成30年6月15日閣議決定で示された新経済・財政再生計画を踏まえ、交付団体を初め、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額において、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講ずることとする、とされたところです。

このような状況のもと、本町の令和2年度予算は対前年度比7.4%増の59億3,813万3,000円と定めています。

それでは、予算の主な内容について御説明いたします。

まず、歳入予算の1款町税では、前年度実績等を勘案して、町民税では法人税割の大幅増により8.5%、固定資産税では0.1%、軽自動車税では4.1%、町たばこ税では2.2%とそれぞれ増収となる見込みで、町税全体では前年度より4.2%、4,661万1,000円増の11億6,937万4,000円を計上しています。

次に、7款地方消費税交付金は、昨年10月の増税効果により、前年度より32.7%、6,789万7,000円増加の2億7,577万7,000円を計上しています。

次に、11款地方交付税については、地方公共団体に交付される地方交付税の国全体の総額は16兆5,882億円であり、前年度と比べ4,073億円、2.5%の増加となっております。本

町の場合、普通交付税においては、前年度決定額から1.2%増の16億5,401万4,000円を見込み、当初予算の計上額は15億7,739万3,000円としています。また、特別交付税については、平成30年度決定額から約20%減の2億円を計上しているところです。

次に、13款分担金及び負担金では、主に昨年10月から開始されました幼児教育・保育料無償化の影響により、前年度比49.9%の5,107万9,000円を計上しております。

次に、18款寄附金では、ふるさと応援寄附金として、前年度と同額の1,500万円を計上しています。本年1月末現在の実績は、寄附件数814件、金額にして1,085万6,268円となっています。当事業は、自主財源の確保に直結する施策でありますので、PRの強化や返礼品の充実に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、19款繰入金では、財政調整基金ほか4基金について、それぞれの基金条例の設置目的に沿った繰り入れを行っています。財政調整基金は前年度より3,000万円減の2億2,000万円、また、公共事業整備基金は本年度がJR桂川駅周辺整備事業の最終年度かつ最盛期を迎えるため、1億4,000万円を計上しています。

次に、歳出予算については、2款総務費において、第6期総合計画の策定経費を計上しています。また、町制施行80周年の記念式典に関する経費や、公共施設等の個別施設計画策定費、地方創生結婚新生活応援事業補助金、5年ごとに全国一斉に実施される国勢調査費などを計上しています。

3款民生費では、児童福祉や障がい者・高齢者福祉など、社会生活を保障するために必要な経費を計上しています。

また、新規事業としましては、身体障がい者手帳の交付対象とならない18歳未満の方に対する軽度・中度難聴児補聴器給付費や3歳未満児保育所等入所確保事業補助金を計上しています。

4款衛生費では、各種予防接種や健康増進、食育、ごみ処理など、町民の皆様が健康で衛生的な生活環境を保持するための関係経費を計上するとともに、妊娠期から子育て支援の充実を図る子育て世代包括支援センターに係る経費や、骨髄等移植ドナー支援事業助成金などを計上しています。

5款労働費では、嘉麻・桂川広域シルバー人材センター委託料や若年者専修学校等技能習得資金貸付金など、6款農林水産業費では、農地・農業用施設の保全管理活動のための多面的機能支払交付金や荒廃森林整備事業費などの農林業の振興関係費のほか、水利施設の改修事業費を計上しています。

7款商工費では、商工業の振興や消費者行政、観光に関する経費を、8款土木費では、道路橋梁の維持・改良費やJR桂川駅周辺整備事業費、また、町営住宅二反田団地の第2期建設事業の関連経費などを計上しています。

9款消防費では、飯塚地区消防組合負担金や、町消防団の組織運営・装備充実に係る経費を計上しています。

10款教育費では、小中学校における30人以下学級の編成に要する経費や習熟度別授業を行うけいせん学力アップ推進事業、王塚古墳の保存活用計画策定費、オリンピックの聖火リレーに係る開催地負担金などを計上しています。

以上が、一般会計予算の概要でございます。

今後とも限られた財源で、最大の事業効果が得られるよう努めていく所存でございます。

なお、本日御提案します議案は、桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意案件が1件、町道路線の認定に関する議案が1件、条例の制定に関するものが2件、条例の全部改正に関するもの1件、条例の一部改正に関するものが7件、令和元年度補正予算が2件、令和2年度の一般会計及び特別会計予算が6件、専決処分報告が1件の計21件でございます。

人事案件につきましては、私から。その他の議案等につきましては、担当課長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告並びに施政方針、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3. 総務経済建設委員長報告

○議長（原中 政廣君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路管理についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

12月の議会定例会を終え、今議会まで延べ4回の委員会を開催いたしました。

桂川駅自由通路等整備工事について、1月に現地にて自由通路のくい基礎工事並びに桂川駅南側の水路工事の状況を視察し、工事が順調に進んでいることを確認いたしました。

桂川駅南側の自由通路につながる接続道路の計画につきましては、駅の利用形態を考慮した合理的なものになっており、適切であると判断いたしました。

また、新しい駅舎1階部分において、公衆トイレと、仮称ではございますが、桂川町観光案内所の配置について変更があり、利用者の動線を考慮すると自由通路のエレベーター側に公衆トイレを、駅内店舗に隣接して観光案内所を配置するほうがより利便性が向上して利用しやすくなること、工事費に差異がないことから妥当であると判断いたしました。来年3月の完成に向け、町

民にとってよりよい事業となるよう、今後とも審査してまいります。

次に、町民の皆様の生活基盤である道路維持管理について、2月末までに実施した主な箇所は、総合グラウンド南側天道団地進入路1号線の舗装修繕、テニスコート東側天道団地進入路2号線の水路修繕、第1豆田の生活道路岩隈1号線舗装修繕、桂川中学校南側椿線の側溝改修などがあり、地域住民の皆様の生活改善のために必要な工事を行っております。今後も、道路維持工事については、現地調査を実施しながら、劣化の程度、路線の重要性や緊急性等を考慮し、修繕の必要性が高い箇所を中心にいき、道路の改善に努めたいと考えております。

したがって、引き続き閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） 本件については、委員長から、引き続き審査したいので……、失礼いたしました。これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（原中 政廣君） 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました教育環境整備についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 文教厚生委員会に付託されています教育環境整備について、当委員会の審査の結果を報告します。

1 2月定例会後、4回の委員会を開催しました。

1月10日に図書館、1月28日に王塚古墳、2月18日に体育館を視察しました。

各施設ともに空調設備が建設されたときのものです。故障があるときには手だてをとってききましたが、既に製作されていない部品も多く、大きな故障があると使えなくなる可能性があるということです。設備の交換を考えておく必要があります。

今後とも、教育環境整備のための視察が必要です。特に、桂川町の保育・教育のあり方を考え

るためにも、他市町村の学校、幼稚園、保育所、こども園の視察が必要です。

つきましては、教育環境整備について継続審議をお願いし、委員長報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、教育環境整備については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定いたしました。

日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（原中 政廣君） つきまして、議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。林委員長。

○議会広報委員長（林 英明君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

1 2月定例会後、3回の委員会を開催しております。

この間、議会広報の編集、発行について協議を行い、本年2月4日に第28号を発行いたしました。

当委員会では、引き続きけいせん議会だより第29号を発行するため、継続審査をお願いし、委員会の報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

本定例会に上程された案件は、同意1件、議案19件、報告1件であります。同意第1号は、本日即決していただき、議案第1号から議案第13号については、本日、質疑を受けた後に各常任委員会に付託いたします。

議案第12号、第13号については、9日の本会議で採決を行い、議案第1号から議案第11号については、17日に採決を行います。

議案第14号から議案第19号までについては、本日、説明を受け、9日の本会議で質疑を受けた後、各常任委員会に付託をいたします。4日間で審議をしていただき、17日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

日程第6. 同意第1号

○議長（原中 政廣君） 同意第1号桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第1号桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員であります金田由美氏の任期が、本年4月9日をもって満了となりますので、同氏を再任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

金田氏の経歴等については、別紙に参考資料として添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

金田氏は、昭和63年3月に直方女子高等学校を卒業され、平成15年4月から有限会社九州アグリサービスに就職、平成25年7月からは役員に就任されています。また、平成23年7月から桂川町農業委員会委員として1期務められ、平成29年4月からは桂川町固定資産評価審査委員会委員に就任、現在1期目でございます。

金田氏は、現在50歳で、心身ともに健康であり、本町の固定資産評価審査委員会委員としてその職務を全うしていただけるものと確信しております。

御審議の上、御同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように御注意願います。

それでは質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。

3点ほど質問をさせていただきます。

まず、最初にこの固定資産評価委員の任期は何年でしょうか。

次に、この固定資産の委員の総数は何名ですか。構成はどのようになっていますでしょうか。

次に、この固定資産評価委員会の会議というのは、月に何度ほど行われておりますでしょうか。

その内容は大体どのようなものか、簡単に御説明をお願いします。

○議長（原中 政廣君） どなたか。課長。平井課長。

○税務課長（平井登志子君） 吉川議員の御質問にお答えいたします。

任期につきましては、3年間となっております。

○議員（6番 吉川紀代子君） え。

○税務課長（平井登志子君） 3年間です。3年間。

人数は3名となっております。

構成につきましては、現在、女性1名と男性2名となっております。

○議員（6番 吉川紀代子君） 済みません、聞こえません。

○税務課長（平井登志子君） 女性1名、男性2名。

○議員（6番 吉川紀代子君） え。

○税務課長（平井登志子君） 女性1名、男性2名となっております。

開催につきましては、年最低1回の開催となっております。

内容につきましては、固定資産の評価について、こういったものを評価しているのか、また、その評価の内容等についての説明を行っておりますが、もし固定資産税台帳の価格に不服が出た場合にはその審査が間違いないかどうかというのを委員に委託いたしまして、適正な評価がされているかどうかということの評価していただくものでございます。

○議員（6番 吉川紀代子君） 済みませんが、その内容がちょっと、簡単に、聞こえにくいし、もう少し簡単に言っていただけませんかでしょうか。

○税務課長（平井登志子君） 固定資産税台帳に登録された価格に不服がある場合につきましては、その委員会に請求を委託しまして、公平な立場で審査を行っていただくものでございます。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） この内容というのは、その評価について異議があったときだけで、にそのことを審議するわけですか。その普通のとときに何もそういうのがないときにですね、何か特別なことを委員会、年に1回会議なさっているわけでしょう。そのときに大体どんなことを審議するのかなとか、どんなことを話されるのかなと思って、わからないので教えていただき

たいんですよ。あんまり詳しくじゃないでいいんです。わかりやすく、素人にわかりやすくお願いしたいと思います。

○議長（原中 政廣君） 平井課長。

○税務課長（平井登志子君） まず、固定資産税の委員会につきましては、年1回開催しております。

内容につきましては、固定資産の評価についての評価方法、主に評価内容を説明しております。以上でございます。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより、同意第1号を採決いたします。

お諮りします。本件は、金田由美さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号桂川町固定資産評価審査委員会委員の選任については、金田由美さんを適任とすることに決定いたしました。

日程第7. 議案第1号

○議長（原中 政廣君） 議案第1号町道路線の認定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小金丸建設事業課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 議案第1号町道路線の認定について御説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

このたび認定する路線は、中川原1号線、中川原2号線、中川原3号線、三角田線の4路線であり、各路線の起点及び終点の位置は、表に記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、豆田地内における開発行為に伴い、開発区域内に新たに道路が整備され、道路法上の道路として路線を認定するに当たり、道路法第8条2項の規定により、町議会の議決を求めるものであります。

次の6ページをお開きください。

認定する路線の延長と幅員について説明いたします。路線番号624号、路線名、中川原1号線、延長92m、平均幅員6m、625号、路線名、中川原2号線、延長81m、平均幅員6m、

626号、中川原3号線、延長45m、平均幅員6m、627号、三角田線、延長60m、平均幅員5mでございます。

次の7ページに参考として位置図をつけております。今回認定する道路は、桂川駅南側に宅地として造成された開発区域内に新たに建設された道路を町道認定するものでございます。中川原1号線から3号線までは、桂川駅南側の穂波川沿いに開発された区域の道路であり、三角田線は第1豆田区に開発された区域の道路でございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子でございます。質問をさせていただきます。

町道として認定するには、基準があると思います。認定する基準とはどのようなものでしょうか。具体的にゆっくりとわかりやすく説明を求めます。今回4カ所を計上されております。この4カ所が移譲されたとは私は理解しておりますけれど、移譲される前の持ち主は誰でしょうか。対象は、この中川原1号から3号は、あそこだと思うんですけど、次の第1豆田のところがよくわかりませんので、そこのところをお願いします。

そして、あと一つ、そのときの契約は、無償譲渡契約でしょうか。また、その経緯について説明を求めます。

○議長（原中 政廣君） その2点でよろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） あ。

○議長（原中 政廣君） ほかにはそれでよろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はいはいはい。三角田線も言いましたですね。

○議長（原中 政廣君） それでは、課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の道路町道として認定する基準についてでございますが、済みません、今手元にちょっと資料がありませんので、また後でちょっと御説明させていただきたいと思っております。申しわけございません。

2点目の道路が帰属される前の持ち主ということでございますが、中川原1号線から3号線までにつきましては、麻生株式会社でございます。

三角田線につきましては、石原技研様でございます。

次の3点目の御質問が、無償譲渡かどうかということでございますが、開発協議を行っており

まして、無償で譲渡を受けております。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） ただいま議題となっております議案第1号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分より再開いたします。よろしく申し上げます。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（原中 政廣君） それでは会議を開きます。

ただいま行政報告及び施政方針及び提案理由の説明の中で、町長から訂正したい部分があるという申し出がありますので許可します。井上町長。

○町長（井上 利一君） おわびしたいと思います。

お手元に配っております資料でいけば、5ページのちょうど真ん中辺になりますけれども、プレミアムつき商品券の申請のあった人数、259と申しましたけれども、正確には529人の誤りであります。いわゆる読み間違いであります。訂正しておわび申し上げます。よろしく申し上げます。

日程第8. 議案第2号

○議長（原中 政廣君） 議案第2号桂川町駐輪場条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 議案書の8ページをお開きください。

議案第2号桂川町駐輪場条例の制定について説明いたします。

提案理由といたしまして、駐輪場において、自転車等の良好な駐車秩序の確立を図るため、駐輪場の設置及び管理について、必要な事項を定めることにより、町民の生活環境の保全と自転車等の利用者の利便性を増進するものであります。

次の9ページをお開きください。

今回、提案しております桂川町駐輪場条例の概要を説明いたします。

第1条では、条例制定の趣旨、第2条では所在地を示しております。

第3条では、1回の利用期間、いわゆる連続する駐車時間が10日以内であることを定めております。

第4条から第6条までは、利用の時間、料金等に関する内容。

第7条では禁止行為を定めております。

次の10ページ、第8条、9条では、利用の制限及び禁止、利用の休止について定めております。

第10条においては、放置自転車の措置を定めており、第1項では、放置とみられる自転車に対する撤去、保管について、第2項では、第1項の執行に関する公示及び必要な措置を定めております。第3項では、公示の日から3カ月を経過しても自転車等を返還することができない場合は、それを処分することができるように定めております。

第11条では、利用者が駐輪場施設等に損害を与えた場合の損害賠償について定めております。

第12条では、桂川町駐輪場もしくは第10条第1項の規定により撤去、保管した自転車の盗難、損失、滅失等が生じて、町が賠償責任を負わないことを定めております。

次の11ページ、第13条では、この条例の実務的な執行に関し、必要な事項を規則で定めるとしております。

以上が桂川町駐輪場条例の説明でございます。簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第2号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第9. 議案第3号

○議長（原中 政廣君） 議案第3号桂川町森林環境整備基金条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。大屋産業振興課長。

○産業振興課長（大屋 智久君） 議案第3号について御説明させていただきます。

議案書12ページをお開きください。

本議案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の制定に伴い、交付されます森林環境譲与税を基金として積み立て、本町が実施する森林整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるため、必要な事項を定める桂川町森林環境整備基金条例を制定するに当たり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要につきまして、簡単に御説明いたします。

13ページをお開きください。

第1条では、この条例の設置の理由につきまして、第2条につきましては、この積み立て方法につきまして定めております。

また、第3条については、この基金に関する現金の管理方法、第4条につきましては、運用益金の処理方法、第5条につきましては、繰り越し運用について説明しております。

続きまして、処分につきましては、第6条に定めております。

また、第7条には、この条例に定めておりますもののほか、必要な事項については、町長が別に定めるものとして委任を定めております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものと定めております。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑はありますか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 質問いたします。

第2条で、基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額と書いてございますけれど、この予算で定める額ということが少し曖昧でわかりませんので、この意味。

そして、私が考えますに、この国から交付される金額じゃないかと思ったんですけど、そうじゃないかな、違うかなということで、国から交付されてくるお金は、私たちが町を通じて収めたか何かよくわかりませんが、納付した額の何%が交付税として戻ってくるのか、ちょっと重複しますが、そして、その戻った交付金を歳入に入れて、また歳出してこの同額を基金として積み立てるといったことなのかな、何かそこら辺がちょっとよくわからないんですよ。予算で定める額というのが。

それと、あと1点の質問として、第7条で必要な事項は町長が別に定めると書いてございますが、何を定めるのでしょうか。よくわかりませんので、そここのところの説明をお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） 大屋課長。

○産業振興課長（大屋 智久君） 吉川議員の質問にお答えいたします。

まず、予算に定める額ということについてでございますが、譲与税としていろいろ上納される額、また、それを基金に積み立てる額を必ず予算に計上して、それを実施するというところでございます。

続きまして、予算の配分関係についてでございますが、何%が帰ってくるかという話なのですが、これは全国で配分が決まっております。予算額が現状、令和元年度でいきましたら200万円ですけども、これが段階的に、最低限、国の額として600万円まで上がっていく形

になります。これを配分する形になるんですが、これを県と市町村という形に配分された上で、かつ、市町村に関しましては、これを全自治体で人口割が10分の3、それから、私有林の人工林の面積割が10分の5、林業就業者割が10分の2という形で、それぞれの市町村に配分される形になっております。

それから、委任につきまして、7条でございますが、現状で定めていない内容がもし定める必要が生じた場合に、そのことを別に定めることになるという意味でございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 済みません。最初、予算で定める額のところがちょっと聞き取れなかったんですけど、上納されるというのは、結局、この私たちから徴収した森林税を県にやるんですか、国にやるんですか。そして、その次に何か人口割で割るとか、面積とか、いろんなことをおっしゃいましたけれど、交付金として私たちの税金が最終的に国にあって、国から下りてきたときに、県でそういうことを、人口割とか、面積とか、林業の10分の3とか、5とかおっしゃいましたけど、そういうふうにして割り振った額が下りてくるわけです。町に下りてくるんです。だから、そこら辺がよくわからないんです。おっしゃっていることが。

だから、まず最初に、予算で定める額というものはどういうふうにするのかということをお聞きしたので、そこをもう少しわかりやすく説明してください。

それで、ここからは私が考えたところで、国からくるから、そのお金が納付した額の何%かがくるのかなということ、それは県と町でそういう配分が決まって下りているということ、理解していいのでしょうか。だから、何%というのは、その都度違って来るわけですね。そうじゃないんですか。毎年毎年同じじゃないわけですね。だから、基金として積み立てる額も一定額じゃないのではないかなというふうには私は思ったんですよ。

それで、ちょっとあまり詳しく言われてもよくわからないから、もう少しわかりやすく。

○議長（原中 政廣君） それ、企画財政のほうでわかる。そっちで答えて。

○企画財政課長（原中 康君） まず、最初の質問ですね、第2条で定める一般会計歳入歳出予算という部分ですけれども、こちらはあとで提案があります本年度の補正予算（第4号）の中に……。

○議員（6番 吉川紀代子君） 聞こえません。

○企画財政課長（原中 康君） 今年度の一般会計の補正予算（第4号）の中に、森林環境整備基金積立金というのがあります。こちら87万8,000円、これが定めている額になります。よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） いいですか。

○議長（原中 政廣君） はい、どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） そしたら、この予算というのは、毎年上がってきますでしょう。だから、毎年違う額が上がってくるんですよね。違うでしょう。そうでしょう。違う額が上がってくるんですよね。毎年同じ額じゃないですよね。

○議長（原中 政廣君） ちょっと待って。座って。どうぞ。ゆっくり言っていていいですから、もう1回、発言きちっと話してください。

○議員（6番 吉川紀代子君） この一般会計歳入歳出予算で定める額って書いてあるからですね、歳入で決めて、歳出でって、このことはわかるけれど、この予算で上がってくる額っていうのが、毎年低額で上がるんじゃないですよね、その都度違って来るんですよねって。そのときに歳入で入れて、その額がそっくり歳出として出て、それが基金となっていくということでいいんですか。

○議長（原中 政廣君） 小平課長補佐。

○企画財政課長補佐（小平 知仁君） 基本的には、国から譲与された額については、限度まで使うのがルールなんですけれども。

○議長（原中 政廣君） 町長。

○町長（井上 利一君） 御質問の件と、今、ちょっと回答をしようとしている県がちょっとずれがありますので、そこを整理しないといけないと思うんですけれども。

この条例に書いてある分についてはですね、いわゆる予算書を通して、そして、基金なら基金に積み立てます。積み立てた基金を森林のために使いますよということなんです。

聞かれますように、この金額を町が勝手に決めるわけではありません。国からの指示を受けて、今年度は幾らという形で来ますので、それについてはちゃんと予算に計上してやりますということのあらわれです。

よろしいでしょうか。

○議員（6番 吉川紀代子君） そのことが書いてあるんですね。

○議長（原中 政廣君） はい。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい、わかりました。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 第5条ですが、これは、簡単に言えば財政上必要が認めるときは、だから払い戻し、どういうふうに戻すか、期間、利率をきっちり決めたら基金に属する現金を町長はとりあえず下ろして運用することができると、こう読んでいいんですか。

○議長（原中 政廣君） 担当課長。大屋課長。

○産業振興課長（大屋 智久君） そういう意味で間違いありません。

○議員（3番 柴田 正彦君） ありがとうございます。

○議長（原中 政廣君） ほかに。どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） いいんですか。ごめんなさい。

○議長（原中 政廣君） 簡単をお願いします。

○議員（6番 吉川紀代子君） 済みません。先ほど課長の説明のときに、5条の上のところ、この書類では繰りかえ運用となっておりますけども、説明のときには繰り越し運用っておっしゃったんですよ。だから、私、繰り越し運用と繰りかえ運用とは内容的に違うんじゃないかなと思ったんですけど、同じことですか。

○議長（原中 政廣君） 担当課長。

○産業振興課長（大屋 智久君） 済みません。繰り越し運用というふうに、私、間違えていったんですかね。それは私のほうの言い間違いであったということで、正しくは、繰りかえ運用が正しくなります。

申しわけありませんでした。

○議長（原中 政廣君） それでよろしいですか。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第10. 議案第4号

○議長（原中 政廣君） 議案第4号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 議案第4号桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案書14ページをお開きください。

本議案の提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、特別職非常勤職員として任用すべき職についての改正が行われ、桂川町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、本条例を提案するものでございます。

次の15ページに条例案、16ページから19ページに新旧対照表を掲載いたしておりますので御参照ください。

それでは、15ページの条例案にて改正内容の御説明を申し上げます。

まず、本条例第1条第53号の条文中、区長を削り、同条第9号の分館長及び第35号の農事

連絡長を削り、それに伴う関係各号を繰り上げようとするものでございます。

また、別表中、分館長及び農事連絡長の項を削り、臨時その他非常勤の委員、調査員、嘱託員、区長等の項中、区長を削るものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日と定めているところでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第5号

○議長（原中 政廣君） 議案第5号桂川町職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 議案第5号桂川町職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

議案書20ページをお開きください。

本議案の提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、一般職の職員の育児休業等に関し、必要な事項を条例で定める必要が生じたので、本条例案を提出するものでございます。

今回の改正の概要について、御説明を申し上げます。

改正前の桂川町職員の育児休業等に関する条例は、正規職員についての育児休業に関して定められたものでございますが、今回の改正により、会計年度任用職員についても任命権者を同じくする職を引き続き在職期間が1年以上であり、また、その養育する子が1歳6カ月に達するまで、その人数が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない要件を満たす場合は、当該、子の扶養の実情に応じ、1歳に達する日から最高2歳に達する日までの間、育児休業を取得できるようになるものでございます。

21ページから30ページにかけて条例案、31ページから42ページにかけて新旧対照表を掲載いたしております。

なお、本条例の施行期日は、令和2年4月1日からと定めておるところでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑はありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 済みません。会計年度任用職員にもこの制度が、育児休暇が適用されると、そういう説明であったと思いますけれど、現在、この会計年度任用職員にこの4月からなられる方々の中で、そういう適用を、現在妊娠している云々は別としまして、適用される人数は何人ほどいらっしゃいますか。

○議長（原中 政廣君） 山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） そこについてはまだ、まず、4月1日からの任用ということでございますので、そこについての内容というのは把握はしておりません。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第5号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第12. 議案第6号

○議長（原中 政廣君） 議案第6号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小金丸建設事業課長。

○建設事業課長（小金丸卓哉君） 議案第6号桂川町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案書43ページをお開きください。

改正の理由といたしまして、民放が一部改正されたことに伴い、債権関係の規定の見直し及び単身高齢者等の増加による社会情勢の変化により、町営住宅への入居手続きにおける連帯保証人の確保を不要とすること等について、条例で定める必要が生じたので、本条例案を提出するものでございます。

改正する内容につきましては、44ページから45ページにわたって記載しておりますが、主な内容について説明いたします。

改正する項目は、大きく分けて3つございます。

1つ目は、入居の手続きでございます。

議案書47ページをお開きください。

第11条において、連帯保証人に関する部分を削除し、連帯保証人の確保を不要としております。この改正の背景といたしまして、民法改正によって、保証人への限度額の設定の義務化がなされること、単身高齢者など身寄りのない住宅確保用配慮者が増加している社会造成の変化が上げられます。住宅に困窮する低所得者に住宅を提供するといった公営住宅の目的を踏まえたと、保証人の確保が困難であることを理由に入居できないといった事態が生じないようにすることが必要でありますので、この改正を提案するものでございます。

次に、2つ目は、敷金でございます。

議案書49ページをお開きください。

第19条第3項において、敷金を滞納家賃など貸借借金銭債務の弁済に充てられることを明記しております。

3つ目は、入居者の費用負担義務でございます。

同じく49ページの第21条において、町に修繕義務のない部分の修繕に要する費用について入居者に求めることを明記しており、その分面を追記、または削除したものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第6号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第13. 議案第7号

○議長（原中 政廣君） 議案第7号桂川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。坂井住民課長。

○住民課長（坂井 習司君） 議案第7号桂川町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

議案書の52ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたため、桂川町印鑑条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決をお願いするものでござい

ます。

議案書の53ページをお願いいたします。

桂川町印鑑条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

桂川町印鑑条例第2条第2項中、成年被後見人を意思能力を有しない者に改めるものでございます。

このことにより、改正前までは成年被後見人は印鑑の登録をすることはできないとなっておりますが、今回の改正により法定代理人が同行しており、かつ、当該成年被後見人本人による申請、または届出があるときは、意思能力を有する者として、これらの申請、または届出を受けつけることができるようになるものでございます。

附則ですが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡略ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑はありますか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 広がったというのはいいと思うんですが、質問です。

意思能力を有しない者というものの説明、どういうことなんですか。

○議長（原中 政廣君） 坂井住民課長。

○住民課長（坂井 習司君） 意思能力を有しない者というよりも、意思能力があるかどうかの判断ということで、意思能力があると判断される方については、ただいま申し上げました法定代理人が同行しており、本人が推薦すれば意思能力があるということで認めるということでございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 今の説明ですと、私は単純に、この成年被後見人というのを意思能力を有しない者というふうに文言が変わるのかなと思ったんですけど、そしたら、その成年被後見人という人は、印鑑登録に代理といいますか、そんなふうにして行けないということですかね。そうじゃないでしょう。成年被後見人がついていくというんだったら、そういうふうになったらできるんですか。文言だけが変わるんじゃないんですか。私は最初にこれを読んだときそういうふうに思ったんですけど。

そして、ある程度、柴田議員も言われたように、これも聞こうと思っていたんで、意思能力というのはどういうふうに判断ちゅうか、どういうふうにするんだか、何かよくわからないと思ったんですけど、まず、その成年被後見人という人が今までは印鑑登録はやっていたんですね。や

れていなかった。ああ、そうですか。やれていなかったけれど、第2条2項の中に成年被後見人としてその文言が入っていたわけですね。入っていたんですね。それを意思能力を有しない者というふうに変えるわけなんですね。そしたら、もう成年被後見人というのは、全然、独自に印鑑登録を代理としていくことはできないということですね。できないんですね。

○議長（原中 政廣君） 中身は、細やかなところに入っていますから、これは委員会付託して、委員会の中で、今、柴田議員、それから、吉川議員からありました中身を、きちっと民法上の関係等を全部整理させて、委員長報告の中でお願ひしたいと思ひますけど、その処理でよろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

日程第14. 議案第8号

○議長（原中 政廣君） 議案第8号桂川町国民健康保険特別会計に属する保険の給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案第8号桂川町国民健康保険特別会計に属する保険の給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書の55ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、平成30年度からの国民保険制度改革に伴い、基金の処分事由など整備を行うため、桂川町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の56ページをお願いいたします。

条例の改正内容について、御説明申し上げます。

桂川町国民健康保険特別会計に属する保険給付費支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の題名を、桂川町国民健康保険給付費等支払準備基金上理恵に改める。これは桂川町の他の基金条例と整合性を図るため、題名を改めるものでございます。

題名を改めることにより、第1条中の桂川町国民健康保険事業を国民健康保険特別会計における国民健康保険事業に改め、特別会計に属するを削り、給付費の次に等を加えます。

5条の見出し中の制限を削り、同条中において、基金は保険給付に要する費用に不足が生じたとき以外は運用することができないを、県に収める納付金の費用に不足が生じたときなどにも柔軟に基金が活用できるようにするため、町長は基金の設置目的を達成するため、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金の全部または一部を処分することができるに改めるものです。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑はありますか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 私、これを見たときに、ただ名前というんですが、それが変わるのかと思ったんですけど、内容として、県に納付する額を準備するのかな、そのための基金かなと思ったんですけど、そういうことじゃないんですかね。

○議長（原中 政廣君） 横山課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 吉川議員の御質問にお答えしたいと思います。

今の条例の内容でありますと、医療給付費、すなわち医療にかかったお金が不足したとき以外には活用することができないということになっておりますので、今回、条例を改正することにより、納付金が不足したときの財源に充てたり、国保税を引き上げる緩和の財源とすることができるといった形で、柔軟に基金が活用できるようにするために改正するものでございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） 吉川議員、これは文教厚生委員会に付託しますんで、詳細はその際でよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第15. 議案第9号

○議長（原中 政廣君） 議案第9号桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦子育て支援課長。

○子育て支援課長（秦 俊一君） 議案第9号桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案書58ページをお開きください。

提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、桂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

議案書59ページをお開きください。

改正の内容につきましては59ページから62ページに記載しています。

主な改正の趣旨といたしましては、家庭的保育事業等の実施における連携施設の確保について例外を規定するとともに、連携施設の確保における経過措置の延長を行うもの、また、保育士の資格及び配置基準の変更、そのほか改正法における略称の変更に伴うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。提案説明とさせていただきます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第16. 議案第10号

○議長（原中 政廣君） 議案第10号桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦子育て支援課長。

○子育て支援課長（秦 俊一君） 議案第10号桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案書70ページをお開きください。

提案理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されることに伴い、桂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

議案書71ページをお開きください。

改正の趣旨といたしましては、改正法に伴い、資格基準の変更及び従来国の従うべき基準から参酌すべき基準となったことから、本町の実情を踏まえ、放課後児童支援員のみなし認定の経過措置について、5年間の延長を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第10号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第17. 議案第11号

○議長（原中 政廣君） 議案第11号桂川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 議案第11号桂川町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書73ページをお開きください。

本議案の提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴い、桂川町監査員条例の一部を改正する必要が生じたので、本条例案を提案するものでございます。

次の74ページに条例案、75ページに新旧対照表を掲載いたしております。

本改正の趣旨は、地方自治法の一部改正により、条項のずれが生じたこと及び一部条項が削除されたことに伴う文言の整理を行うものでございます。

74ページの条例案にて改正内容を説明いたします。

本条例案の第3条中、第243条の2第3項を第243条の2の2第3項に改め、第246条の4第1項を削除するものでございます。

施行期日につきましては、令和2年4月1日からの施行と定めているところでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑はありますか。

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第11号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

お諮りします。

令和元年度桂川町一般会計補正予算からは午後から入りたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。

ここで、暫時休憩といたします。再開は13時00分より再開いたします。暫時休憩。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○議長（原中 政廣君） それでは、会議を開きます。

日程第18. 議案第12号

○議長（原中 政廣君） 議案第12号令和元年度桂川町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 議案書の76ページをお開きください。

議案第12号令和元年度桂川町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

提案理由といたしまして、令和元年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

補正予算書の2ページをお開きください。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,801万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ58億7,049万4,000円に定めようとするものです。

第2条繰越明許費につきましては5ページで、第3条の債務負担行為補正につきましては6ページで、第4条の地方債の追加及び変更につきましては、歳入予算の中で説明させていただきます。

5ページをお開きください。第2表繰越明許費でございます。繰り越す事業といたしまして、表中に示しております7件の事業を予定いたしております。それぞれ概要を説明いたしますと、

門線橋梁改修工事につきましては、現在は下部工の施行中であり、完了後上部工の施行を行うものでございます。

次の未就学児と交通安全対策事業及び10款教育費の校内通信ネットワーク事業については、国の補正予算第1号により財源措置されたもので、補正予算において追加計上しており、工事スケジュールの都合上、次年度において施工を行うものです。

次の農地等災害復旧事業については、令和元年7月の豪雨災害による被災箇所が非常に多かったことにより、事業費の一部を繰り越しするものであります。

次の6ページ、第3表債務負担行為補正については廃止するものです。

12ページをお開きください。歳入でございます。11款1項1目地方交付税は、予算の財源調整のため、普通交付税を118万4,000円追加計上いたしております。

13ページ、15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金106万2,000円の追加、次の2目教育費国庫負担金69万6,000円の追加は実績見込みによるもの。次の14ページ、2項1目総務費国庫補助金51万2,000円の追加は、マイナンバーカード交付事業費国庫補助金追懐配分によるもの。4目土木費国庫補助金314万4,000円の追加は、国の補正予算第1号に係る未就学児等の交通安全対策事業の内示によるもの。次の5目教育費国庫補助金2,882万2,000円の追加は、国の補正予算第1号に係る町立小中学校の校内通信ネットワーク整備事業費国庫補助金の計上によるもの。

次の15ページ、16款県支出金1項1目民生費県負担金48万5,000円の追加、次の6目教育費県負担金34万8,000円の追加、次の16ページ、2項2目民生費県補助金25万1,000円の追加は、いずれも実績見込みによるもの。次の7目教育費県補助金30万円の追加は、天神山古墳調査に係る県補助金の計上です。

次の17ページ、21款諸収入4項2目雑入19万3,000円の減は、ハロウィンジャンボ宝くじ交付金の決定によるもの。

次の18ページ、22款町債1項3目土木債290万円は、未就学児等の交通安全対策事業に係る道路改良事業債の追加、次の5目教育債2,850万円は、各小中学校校内通信ネットワーク整備事業債の新規計上です。

19ページからは歳出でございます。

2款総務費2項1目一般管理費342万9,000円の追加は、職員の早期退職に伴う特別負担金によるもの。次の10目諸費477万3,000円の減は、県道豆田稲築線（土師工区）の道路開通式の関係経費の計上及び西鉄バス路線運行補助金の確定に伴う減によるものです。

次の20ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費51万2,000円の追加は、マイナンバーカード関連事務負担金によるもの。

次の21ページ、3款民生費2項1目児童福祉総務費164万円の追加は実績見込みによるもの。

次の22ページ、6款農林水産業費1項2目農業総務費22万円の追加は実績によるものです。次の23ページ、2項1目林業総務費9万2,000円は、前年度治山事業費に係る事業割負担金の計上。次の2項林業振興費87万8,000円は、森林環境譲与税を新設する基金に積み立てる予算を新規計上しております。

次の24ページ、8款土木費2項4目交通安全対策費700万円の追加は、未就学児等の交通安全対策施設整備工事によるものです。

次の25ページ、10款教育費1項2目事務局費193万6,000円の追加は、校内通信ネットワーク整備関連事務費の計上及び子供のための教育保育給付費負担金の実績見込みによるものです。次の26ページ、2項桂川小学校費2,373万6,000円の追加、次の27ページ、3項桂川東小学校費1,462万4,000円の追加、次の28ページ、4項桂川中学校費1,871万7,000円の追加は、いずれも校内通信ネットワーク整備委託料の計上によるものです。

次の29ページ、7項4目文化財保護費は財源組み替えを行っております。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますよう、お願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 済いません。2点あります。

1点目、18ページ、教育債のところですが、校内通信ネットワーク整備事業債といって教育債を必要ということは、僕は、これ国から全額来るかと思ったら、そうじゃないのかなということなんですかね。それが1点。

もう1つ、19ページ、西鉄路線変更補助金がかなり下がっています。この理由を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 18ページの教育債についてですけれども、今回の校内ネットワーク整備事業につきましては、全額補助の対象ではございません。したがって、補助裏でございます部分を教育債として借りるという形になります。

それと、もう1点の西鉄バスの運行補助でございますけれども、当初予算で592万7,000円の赤字補填の一部に、桂川町の赤字補填分が592万7,000円を予算計上しておりました。これを最終的に西鉄バスの赤字額が1,787万で、桂川町の負担割合が、赤字負担の割合が76万円まで減少したということで、この差額を今回補正で減額すると、そういった内容でござ

います。

○議員（3番 柴田 正彦君） ありがとうございます。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会に付託をいたします。

日程第19. 議案第13号

○議長（原中 政廣君） 議案第13号令和元年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案第13号令和元年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書の77ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、令和元年度桂川町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり補正したので、地方自治法第218条第1項の規定により、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明いたします。

補正予算書の2ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,946万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億7,446万9,000円に定めようとするものでございます。

補正予算の内容について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

5款1項1目保険給付費等交付金1,946万7,000円の増額は、財源調整によりお願いしております。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

7款1項3目償還金は、国庫負担金等の返還金として105万5,000円の増額をお願いしております。

9ページをお願いいたします。9款1項1目国民健康保険給付費支払準備基金積立金は、前年度国庫負担金等の精算返還金が終了したことにより積立金額が確定いたしましたので、1,841万2,000円の増額をお願いしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、会期中、文教厚生委員会に付託をいたします。

日程第20. 議案第14号

○議長（原中 政廣君） 議案第14号令和2年度桂川町一般会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 議案書の78ページをお開きください。

議案第14号令和2年度桂川町一般会計予算について説明いたします。

提案理由といたしまして、令和2年度桂川町一般会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙予算書で説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億3,813万3,000円と定めようとするものです。

第2条、地方債につきましては、8ページの第2表にて説明いたします。

第3条では、一時借入金の借り入れの最高額を7億円と定めるものです。

第4条では、歳出予算の流用について、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、給料、職員手当及び教材費に係る予算額に過不足を生じた場合、同一款内での各項の間で流用ができるよう定めるものです。

それでは、8ページをお開きください。第2表地方債でございます。地域活性化事業外6件の計上です。限度額の合計額は、6億2,388万8,000円で、起債の方法等は前年度と同様でございます。

次の9ページに、参考として、地方債の各年度末における現在高の見込み額等に関する調書、10ページに継続費に関する調書を記載しております。

13ページをお開きください。歳入でございます。

1款1項町民税は5億3,529万4,000円で、1目個人4億5,906万3,000円、2目法人7,623万1,000円。

次の14ページ、2項1目固定資産税4億7,481万2,000円、2目国有資産等所在町交付金及び納付金825万2,000円。

次の15ページ、3項軽自動車税4,360万円の計上は、前年度実績等を考慮し計上したものの。

次の16ページ、4項1目町たばこ税1億738万6,000円。

次の17ページ、2款1項1目自動車重量譲与税4,057万円は、地方財政計画の伸び率を勘案したものです。

以下、同様の算出で、次の18ページ、2項1目地方揮発油譲与税1,472万3,000円。

次の19ページ、3項1目森林環境譲与税186万8,000円。

次の20ページ、3款1項利子割交付金344万9,000円。

次の21ページ、4款1項配当割交付金440万3,000円。

次の22ページ、5款1項株式等譲渡所得割交付金240万9,000円。

次の23ページ、6款1項法人事業税交付金435万4,000円。

次の24ページ、7款1項地方消費税交付金2億7,577万7,000円。

次の25ページ、8款1項ゴルフ場利用税交付金1,804万8,000円。

次の26ページ、9款1項環境性能割交付金731万6,000円。

次の27ページ、10款1項地方特例交付金999万4,000円を計上いたしております。

次の28ページ、11款地方交付税17億7,739万3,000円の計上をいたしておりますが、その内訳といたしまして、普通交付税におきましては、令和元年度決定額から1.2%増の16億5,401万4,000円を見込みまして、当初予算での計上額は、財源留保額7,662万1,000円を差し引いた15億7,739万3,000円の計上としております。また、特別交付税につきましては、平成30年度決定額の2億5,045万6,000円から20%減の2億円を計上しております。

次の29ページ、12款交通安全対策特別交付金215万2,000円は、過去の実績等を勘案したものです。

次の30ページ、13款分担金及び負担金1項1目民生費負担金5,107万9,000円の計上は、各施設の利用者等を見込んだ計上でございます。土木費負担金は廃目です。

次の31ページ、14款1項使用料5,907万1,000円の計上は、1目総務使用料から6目教育使用料に係る各町有施設の使用料等について、利用者等の見込み計上しております。

次に34ページをお願いいたします。2項手数料4,916万5,000円の計上は、1目総務手数料から4目土木手数料まで、前年度実績等を考慮し計上しております。

次の36ページ、15款1項国庫負担金5億2,195万1,000円は、1目民生費国庫負担

金及び2目教育費国庫負担金について、説明欄に記載の各事業に係る国庫負担金の計上です。

次の37ページ、2項国庫補助金2億8,483万8,000円は、1目総務費国庫補助金から5目教育費国庫補助金の各事業に係る国庫補助金の計上によるものです。

次の39ページ、3項国庫委託金303万4,000円は、1目総務費国庫委託金から3目農林水産業費国庫委託金まで、各受託事務に係る委託金の計上によるものです。

次の40ページ、16款1項県負担金3億1,227万3,000円は、1目の民生費県負担金から6目教育費県負担金まで、各事業に係る県負担金の計上。

次に42ページ、2項県補助金1億2,282万5,000円の計上は、1目総務費県補助金から7目教育費県補助金まで、各事業に係る県補助金の計上。

次に46ページ、3項県委託金2,606万6,000円は、1目総務費県委託金から4目教育費県委託金まで、各受託事務に係る委託金の計上です。

次の47ページ、17款1項1目財産貸付収入132万2,000円は、前年度実績等を考慮し、計上しております。

次の2目利子及び配当金億418万7,000円は、説明欄に記載いたしております各基金の運用収入の計上です。

次の48ページ、2項1目不動産売払収入653万9,000円は、旭ヶ丘団地1区画分の売り払い収入相当額を計上しております。

次の49ページ、18款1項1目一般寄附金1,555万2,000円は、まちづくり支援自動販売機分及びふるさと応援寄附金の計上です。

次の50ページ、19款1項基金繰入金3億6,461万2,000円は、各基金条例の設置目的に沿った繰入金の計上でございます。地域振興基金繰入金は、廃目となっております。

次の51ページ、20款1項1目繰越金6,000万円の計上は、前年度繰越金でございます。

次の52ページ、21款諸収入1項1目延滞金10万円は、町税延滞金を計上いたしております。

次の53ページ、2項1目町預金利子1,000円の計上です。

次の54ページ、3項1目貸付金元利収入18万3,000円は、若年者専修学校等技能習得資金貸与金元利収入等の計上です。

次の55ページ、4項1目弁償金2,000円は、それぞれ存置科目として計上しております。2目雑入9,961万5,000円は、55ページから58ページにかけて記載しております説明項目の各収入において、前年度実績等を考慮し計上しております。

次の59ページ、22款町債1項1目農林水産業債950万円は、国土保全対策事業債の計上。2目土木債4億9,500万円は、1節公共事業等債から4節公営住宅建設事業債まで、説明欄

に記載しております各事業債の計上です。

次の3目消防債150万円は、消防団機能強化整備事業債の計上。4目臨時財政対策債1億1,788万8,000円の計上は、令和元年度実績額に地財計画の伸び率を考慮して計上しております。

次の60ページ、総務債、教育債は廃目です。

次の61ページ、自動車取得税交付金は廃目です。

次の62ページからは歳出でございます。

本年度より会計年度任用職員の導入に伴い、賃金の節が廃止となっております。このため、従前の7節以降の節番号が1つずつ繰り上がっております。会計年度任用職員に係る人件費の計上を1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、8節旅費にて計上しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、1款1項1目議会費6,741万3,000円は、議員報酬及び事務局職員の人件費と議会運営費を計上しております。

次の64ページ、2目特別委員会費4万7,000円は、決算審査特別委員会に係る費用弁償の計上をしております。

次の65ページからの2款1項1目一般管理費2億8,956万6,000円は、特別職及び一般職に係る人件費と総務一般管理に係る事務経費の計上です。なお、本年度は、町政80周年記念式典開催経費を130万7,000円新規計上しております。

次の68ページ、2目文書広報費645万9,000円は、各事務等に係る経費の計上。3目財政管理費319万7,000円は、予算事務等に係る経費及び基金運用収入の積立金の計上。

次の69ページ、4目会計管理費136万3,000円は、追悼事務等に係る経費の計上。5目財産管理費4,791万2,000円は、庁舎等に係る管理経費の計上です。

70ページ、12節委託料では、公共施設に係る個別施設計画策定業務委託料280万円の計上。

71ページ、17節備品購入費では、マイクロバス購入費934万8,000円を新規計上しております。

次の71ページから、6目企画費5,416万9,000円は、地域おこし協力隊の報酬、ふるさと応援寄附金事業、ゆのうら体験の杜を活用した地方創生施策など、まちづくり関係経費の計上です。

なお、12節委託料では、73ページに記載しておりますまち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）の策定業務委託料100万円、総合計画策定業務委託料778万8,000円。町紹介パンフレット作成業務委託料112万2,000円。18節負担金、補助金及び交付金におい

ては、地域おこし協力隊起業支援補助金100万円、地方創生移住支援事業補助金200万円。74ページ、地方創生結婚新生活応援事業補助金300万円を新規計上しております。

7目企画広報費453万円は、広報けいせんの発行に係る費用の計上です。8目土地対策費3万7,000円は、事務に係る経費の計上です。9目電算管理費9,727万3,000円の計上は、電算システム等に係る費用の計上です。

次の76ページからの10目諸費3,216万2,000円は、区長会経費、防犯外灯経費、西鉄バス路線運行補助金等の計上です。

次の78ページ、11目公平委員会費8万9,000円は、委員報酬等運営費の計上です。

次の12目防災諸費953万3,000円は、自主防災組織の運営費や防災行政無線システムの保守等に係る経費の計上です。

次の80ページ、2項1目税務総務費7,458万円は、職員人件費と過誤納還付金等の計上です。

次の81ページからの2目賦課徴収費1,454万1,000円は、事務に係る経費の計上でございます。

次に、83ページからの3項1目、戸籍住民基本台帳費5,382万2,000円は、人件費や住基ネットワークシステム関連経費、戸籍及びマイナンバーカード等の事務に係る経費の計上です。

次の85ページ、4項1目選挙管理委員会費68万4,000円は、委員報酬等運営費の計上です。2目選挙常時啓発費21万円は、事務経費の計上です。

次の参議院選挙、通常選挙費、福岡県知事選挙及び福岡県議会議員一般選挙費は、廃目でございます。

次の87ページ、5項1目統計調査総務費6,000円、2目指定統計費14万1,000円は、統計事務関連経費の計上です。

次の3目国勢調査費616万4,000円は、5年ごとに実施されます国勢調査に係る関連経費の計上です。

次の89ページ、6項1目監査委員費1,063万9,000円は、監査委員の報酬及び職員人件費と事務局に係る事務費の計上です。

次に、91ページの3款民生費1項1目社会福祉総務費2億3,560万3,000円は、職員人件費と福祉事業に係る助成金や国保特別会計への繰出金等の計上です。

次に、93ページからの2目障害者福祉費5億6,404万4,000円は、障害者自立支援給付費等の計上でございます。新規事業としまして、軽度、中度、難聴時補聴器給付費9万7,000円を計上しております。

次に、95ページ、3目老人福祉費2億9,155万円は、職員人件費と各種高齢者福祉サービス事業費や後期高齢者医療特別会計への繰出金等の計上です。

次に、97ページ、4目重度障害者医療費5,221万4,000円、5目子ども医療費4,526万5,000円。

次の98ページ、6目ひとり親家庭等医療費1,346万1,000円。次の7目未熟児療育医療費594万4,000円は、いずれも医療扶助費の計上が主なものです。

次の99ページ、8目介護保険事業費2億6,043万4,000円は、福岡県介護保険広域連合に対する負担金等の計上です。次の9目介護予防事業費5,618万5,000円は、職員人件費及び介護予防に係る委託料等の計上です。

次に、101ページ、10目地域包括支援センター事業費4,049万7,000円は、職員人件費と認知症地域支援に係る委託料等の計上です。

次に、104ページからの11目総合福祉センター費4,532万5,000円は、施設の管理運営費の計上です。次の12目男女共同参画費93万4,000円では、新規に男女共同参画基本計画策定支援業務委託料を計上しております。

次の107ページ、2項1目児童福祉総務費1億7,969万1,000円は、子ども・子育て会議の運営費や善来寺保育園等に対する保育給付費負担金等の計上です。

次の108ページ、2目児童措置費2億1,297万2,000円は、児童手当等の計上です。次の3目児童福祉施設費3,287万3,000円は、学童保育所の運営委託料等の計上です。

次の109ページから、4目子育て支援費4,596万5,000円は、職員人件費と子育て支援センター「ひまわりのたね」の運営費等を計上しております。

次に、111ページからの5目土師保育所費1億2,764万円。

次の113ページからの6目吉隈保育所費1億2,173万8,000円は、職員人件費を含む保育所運営費の計上でございます。

次の117ページ、3項1目国民年金費513万2,000円は、職員人件費及び国民年金事務に係る経費の計上。

次の118ページ、4項1目同和対策総務費999万9,000円は、土居二集会所改修工事及び同和対策推進費助成金の計上です。次の2目人権センター運営費1,421万1,000円は、職員1名分の人件費とセンター運営費等の計上です。

次に、120ページからの3目人権・同和問題協議会運営費209万3,000円は、委員報酬等の計上です。

次の122ページからの4款衛生費1項1目保健衛生総務費5,588万2,000円は、職員人件費と各種保健衛生事業に係る負担金、補助金の計上です。

次に、124ページからの2目予防費4,785万円は、各種予防接種に係る委託料等の計上です。

次の125ページからの3目環境衛生費2,345万1,000円は、町管理の汚水処理施設に係る管理経費や合併処理浄化槽の設置に係る補助金等の計上です。

次の126ページからの4目健康づくり推進費4,959万9,000円は、各種検診委託料等の計上です。

128ページ、新規計上といたしまして、子育て世代包括支援センターの新設に係る経費や、骨髄等移植ドナー支援事業助成金を計上しております。

次に、130ページからの2項1目清掃総務費3億530万3,000円は、ごみ処理に関する各種委託料や衛生施設組合に対する負担金等の計上です。

次の132ページ、5款労働費1項1目失業対策総務費1,082万円は、職員人件費の計上です。

次の133ページ、2項1目シルバー人材センター委託援助事業費1,938万7,000円は、嘉麻・桂川広域シルバー人材センターに対する委託料等の計上です。次の2目職業訓練費264万1,000円は、若年者専修学校等技能習得資金貸与金等の計上です。

次の134ページ、6款農林水産業費1項1目農業委員会費606万4,000円は、委員会運営費等の計上です。

次の135ページからの2目農業総務費4,634万1,000円は、職員人件費や農業施設の維持管理費、各種負担金等の計上です。

次の137ページ、3目農業者年金費13万円は、事務費の計上です。次の4目農業振興費1,864万2,000円は、農業振興に係る各種補助金等の計上です。

次に、139ページ、5目畜産業費62万7,000円は、有料家畜導入支援事業補助金等の計上です。次の6目農地費3,000万8,000円は、職員人件費と水利施設等の改修工事関係経費の計上です。

次に、141ページ、2項1目林業総務費1万9,000円、2目林業振興費10万2,000円は負担金等の計上、次の3目荒廃森林整備事業費210万円は委託料等の計上。

次の142ページからの7款商工費1項1目商工総務費1,068万7,000円は、職員人件費と商工会に対する助成等の計上。

次の143ページ、2目商工振興費389万1,000円は、商工まつり助成金や住宅改修事業補助金等、商工振興に係る経費の計上です。次の3目観光費81万5,000円は、各協議会等に対する負担金等及び定住自立圏観光ルート開発事業負担金の計上です。

次の144ページからの8款土木費1項1目土木総務費1,453万1,000円は、土木共通

経費や、145ページ、木造戸建て住宅の耐震改修促進事業、ブロック塀等撤去に係る補助等の計上です。

次の146ページ、2項1目道路橋梁総務費2,280万8,000円は、職員人件費と町道路線に関する道路台帳作成業務委託料の計上。次の2目道路橋梁維持費5,980万2,000円は、道路及び橋梁に係る維持修繕に関する経費の計上です。

次の147ページ、3目道路橋梁新設改良費7,454万9,000円は、道路新設改良整備のための委託費、工事費等の計上です。

次の148ページ、4目交通安全対策費500万円は、交通安全に係る施設整備費の計上です。

次の149ページ、3項1目都市計画総務費1,230万7,000円は、職員人件費及び都市計画関係事務費等の計上です。12節委託料では、おおむね5年ごとに実施する都市計画基礎調査委託料を計上しております。

次の150ページ、2目街路事業費301万5,000円は、建築行為等に係る道路後退用地整備に関する経費の計上です。次の3目公園費1,117万4,000円は都市公園等に係る維持管理費及びゆのうら体験の杜施設管理業務委託料等に係る経費の計上です。

次の151ページ、4目駐車場等費44万4,000円は、桂川駅前駐輪場及び自動車整理場に係る管理費の計上です。

次の152ページ、5目都市再生整備費6億3,263万5,000円は、桂川駅周辺整備事業費の計上です。

次の153ページからの4項1目住宅管理費2,077万9,000円は、職員人件費や町営住宅に係る維持管理費、使用料滞納対策経費等の計上です。

次に、155ページからの2目住宅建設費8,126万1,000円は、職員人件費や町営受託二反田団地第2期実施設計業務委託料、敷地造成工事費等の計上です。

次に、157ページからの9款1項1目非常備消防費2億3,253万円は、町消防団に係る活動費や飯塚地区消防組合負担金等の計上。

次に、159ページ、2目消防施設費257万円は、消火栓改良工事費等の計上。

次の3目水防費17万6,000円は、災害対応に係る経費の計上です。

次の160ページ、10款教育費1項1目教育委員会費280万9,000円は、委員会運営費です。

次の2目事務局費7,911万3,000円は、164ページまでかけて、特別職及び職員人件費と事務局に係る事務費、スクールソーシャルワーカー報酬や学校支援地域本部の運営費、私立幼稚園に係る子供のための教育保育給付費負担金等の計上です。

164ページ、19節扶助費では、幼児教育保育無償化に伴う子育てのための施設等利用給付

費等を新規計上しております。

次の165ページからの2項1目桂川小学校学校管理費3,470万3,000円は、学校運営費及び施設に係る維持管理費の計上です。

次に、167ページからの2目教育振興費4,967万9,000円は、桂川学力アップ推進事業や少人数学級指導教育、就学援助費、その他教育振興費に係る計上です。

次に、169ページからの3項1目桂川東小学校費学校管理費2,004万7,000円は、学校運営費及び施設に係る維持管理費の計上です。

次に、171ページからの2目教育振興費802万円は、桂川学力アップ推進事業や就学援助費等教育振興に係る経費の計上です。

次に、173ページからの4項1目桂川中学校学校管理費2,948万5,000円は、学校運営費及び施設に係る維持管理費等の計上です。

次に、175ページからの2目教育振興費3,347万4,000円は、桂川学力アップ推進事業や少人数学級指導教育、クラブ活動に対する補助金や就学援助費等教育振興に係る経費の計上です。

次に、177ページからの5項1目桂川幼稚園費3,647万3,000円は、職員人件費と町立幼稚園運営費の計上です。

180ページからの6項1目共同調理場費7,290万5,000円は、職員人件費と施設の維持管理等に係る経費の計上です。

次に、183ページからの7項1目社会教育総務費4,306万1,000円は、職員人件費と社会教育全般に係る経費の計上です。

次に、185ページ、2目公民館費619万2,000円は、地域はつらつ応援助成金を初めとする地域公民館事業の関係経費の計上です。

次の186ページ、3目青少年問題対策費106万6,000円は、青少年健全育成に係る経費の計上、次の4目文化財保護費1,738万7,000円は、王塚古墳を初めとする町内文化財の保護、調査に係る経費の計上です。

187ページ、12節委託費においては、王塚古墳保存活用計画策定業務委託料463万1,000円等を計上しております。

次の188ページからの5目住民センター費1,467万4,000円は、施設の維持管理費等の計上です。

次の189ページからの6目王塚装飾古墳館費2,580万6,000円は、職員人件費と古墳館の運営費等の計上です。

次に、191ページからの7目図書館費3,772万3,000円は、職員人件費と図書館運営

費の計上です。

次に、193ページからの8目人権教育費523万4,000円は、人権教育に係る啓発費等の計上です。

次に、195ページ、8項1目保健体育総務費953万1,000円は、スポーツ振興に係る関係経費や町体育協会補助金等の計上です。本年度は、東京2020オリンピック聖火リレーに係る負担金487万5,000円を計上しております。

次の196ページ、2目体育施設費514万2,000円は、町有体育施設等の維持管理費の計上です。

次の197ページからの3目総合体育館費3,379万3,000円は、職員人件費と施設の維持管理費等の計上です。

次の198ページからの4目グラウンド・ゴルフ場費806万6,000円は、施設の維持管理経費の計上です。

次に、200ページ、11款災害復旧費1項1目公害復旧相談窓口費30万1,000円は、特定公害復旧対策の申し出に伴う取次事務に係る経費の計上です。

次の201ページ、12款公債費1項1目元金3億8,913万9,000円、2目利子2,111万円は、前年度までの地方債借入金に対する元利償還金と一時借入金の償還利子の計上です。

次の13款1項1目予備費700万円は、前年度と同額の計上です。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

日程第21. 議案第15号

○議長（原中 政廣君） 議案第15号令和2年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。平井税務課長。

○税務課長（平井登志子君） 議案書79ページをお願いいたします。

議案第15号令和2年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、令和2年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を、地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙予算書にて御説明申し上げます。

予算書2ページをお願いいたします。第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

227万2,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款県支出金1項1目住宅新築資金等貸付事業県補助金33万6,000円は、住宅新築資金等貸付助成事業費県補助金を見込みにより計上しております。

8ページをお願いいたします。2款事業収入1項1目住宅改修資金貸付金元利収入6万2,000円、2目住宅新築資金貸付金元利収入114万5,000円、3目宅地取得資金貸付金元利収入71万5,000円、9ページ、2項1目県住宅改修資金貸付金元利収入1万2,000円は、それぞれの実績を参考に、貸付金の償還額を見込みにより計上しております。

10ページをお願いいたします。3款繰越金1項1目繰越金1,000円は、前年度繰越金の存置科目をお願いしております。

11ページ、4款諸収入1項1目雑入1,000円は、予納金の還付の受け入れ先として存置科目をお願いしております。

12ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費227万2,000円は、弁護士委託料や競売になった場合の予納金などの必要経費を計上しております。

以上、簡略ではございますが、説明を終わります。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） ここで暫時休憩といたします。再開は14時06分といたします。よろしくをお願いいたします。暫時休憩。

午後1時56分休憩

午後2時06分再開

○議長（原中 政廣君） それでは、引き続き会議を開きます。

原中課長より、補正予算で訂正したい部分があるということで申し出がありますので、許します。原中課長。

○企画財政課長（原中 康君） 令和元年度補正第4号の柴田議員の質問に対してですね、ちょっと私のほうで一部誤りがございましたので、ちょっと訂正させていただきたいと思います。

19ページの西鉄バス路線運行補助金の根拠ということで、当初の赤字額から最終的な赤字補填負担額が1,787万、2市1町ですね、飯塚市、嘉麻市との合計が1,787万と私が発言した件について、178万7,000円の誤りでございましたので、そのうちの42.55%で76万という形ですね、はい。報告すべきところを間違っておりましたので、訂正させていただきます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

日程第22. 議案第16号

○議長（原中 政廣君） 議案第16号令和2年度桂川町土地取得特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。原中企画財政課長。

○企画財政課長（原中 康君） 議案書80ページをお開きください。

議案第16号令和2年度桂川町土地取得特別会計予算について説明いたします。

提案理由といたしまして、令和2年度桂川町土地取得特別会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙予算書で説明いたします。

桂川町土地取得特別会計予算書の2ページをお開きください。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,052万9,000円と定めようとするものです。

7ページをお開きください。歳入でございます。

1款財産収入1項1目利子及び配当金2万9,000円は、土地開発基金預金利子の計上です。

次の8ページ、2款繰入金1項1目土地開発基金繰入金1,050万円は、前年度と同額の計上です。

9ページをお開きください。歳出でございます。

1款総務費1項1目財産管理費2万9,000円は、土地開発基金への預金利子積立金の計上です。

次の10ページ、2款1項1目公有財産取得事業費1,050万円は、前年度と同額の土地購入費及び購入に係る測量調査委託料保証金の計上です。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

日程第23. 議案第17号

○議長（原中 政廣君） 議案第17号令和2年度桂川町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案第17号令和2年度桂川町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書の81ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、令和2年度桂川町国民健康保険特別会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙予算書で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,193万円と定めようとするものでございます。第2条では、一時借入金の借入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

8ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は2億8,610万3,000円をお願いしております。

9ページをお願いいたします。1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税は41万5,000円をお願いしております。

10ページをお願いいたします。2款1項1目一般被保険者一部負担金及び2目退職被保険者等一部負担金は、現年分と滞納繰り越し分をそれぞれ1,000円の存置科目としてお願いしております。

11ページをお願いいたします。3款1項1目督促手数料は12万円をお願いしております。

12ページ、4款1項1目災害臨時特例補助金は、存置科目として1,000円お願いしております。

2目総務費国庫補助金は、国民健康保険制度関係事業整備のため、国庫補助金として149万1,000円をお願いしております。

13ページをお願いいたします。5款1項1目保険給付費等交付金の1節普通交付金13億1,056万8,000円は、桂川町の医療給付費の支払いとして県から交付されるものです。2節特別交付金も、保険者努力支援制度や特別調整交付金等として、県から2,999万8,000円を交付されるものです。

14ページ、5款2項1目財政安定化基金交付金は、存置科目として1,000円をお願いしております。

15ページをお願いいたします。6款1項1目一般会計繰入金は1億6,156万9,000円をお願いしております。

16ページ、7款1項1目療養給付費交付金繰越金及び2目その他繰越金は、存置科目として、それぞれ1,000円をお願いしております。

17ページをお願いいたします。8款1項1目延滞金は10万1,000円、2目加算金は、一般被保険者分と退職被保険者等分として、それぞれ1,000円の存置科目をお願いしております。

3目過料も存置科目として1,000円をお願いしております。

18ページ、8款2項1目預金利子は、存置科目として1,000円をお願いしております。

19ページをお願いいたします。8款3項1目特定健康診査等受託料も、存置科目として1,000円をお願いしております。

20ページをお願いいたします。8款4項1目一般被保険者第三者行為納付金は100万円、2目の退職被保険者等第三者行為納付金は50万円をお願いしております。

3目一般被保険者返納金、4目退職被保険者等返納金、5目療養給付費等負担金、6目療養給付費等交付金、7目特定健康診査等負担金は、存置科目として、それぞれ1,000円をお願いしております。

8目の雑入は、20ページから21ページに記載しており、4万7,000円をお願いしております。

22ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、22ページから23ページに記載しており、職員2名分の人件費並びに国保事務等に関する経費1,703万9,000円をお願いしております。

23ページ、1款1項2目国民健康保険団体連合会負担金は108万円をお願いしております。

24ページをお願いいたします。1款2項1目賦課徴収費は14万6,000円、25ページ、1款3項1目運営協議会費は60万円、26ページ、1款4項1目趣旨普及費は1万円をお願いしております。

27ページをお願いいたします。1款5項1目医療費適正化特別対策事業費394万1,000円は、医療費適正化やレセプト点検等に関する経費でございます。2目収納率特別対策事業費は51万2,000円をお願いしております。

28ページをお願いいたします。2款1項1目一般被保険者療養給付費は11億3,566万5,000円、2目退職被保険者等療養給付費は120万円、3目一般被保険者療養費は1,550万1,000円、4目退職被保険者等療養費は9万6,000円、5目診査支払い手数料は308万7,000円をお願いしております。

29ページをお願いいたします。2款2項1目一般被保険者高額療養費は1億6,926万円、2目退職被保険者等高額療養費は24万円、3目及び4目の高額介護合算療養費は、一般被保険者分50万円、退職被保険者等分30万円をお願いしております。

30ページをお願いいたします。2款3項1目及び2目の移送費は、一般被保険者分10万円、退職被保険者等分5万円をお願いしております。

31ページをお願いいたします。2款4項1目出産育児一時金は、20件分840万5,000円をお願いしております。

32ページ、2款5項1目葬祭給付費は、40件分120万円をお願いしております。

33ページをお願いいたします。3款は、国民健康保険事業費納付金となっており、3款1項1目一般被保険者医療給付費分は2億9,056万3,000円、2目退職被保険者等医療給付費分は63万9,000円、34ページ、3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は8,284万8,000円、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分は23万8,000円をお願いしております。

35ページをお願いいたします。3款3項1目介護納付金分は2,645万4,000円をお願いしております。

36ページをお願いいたします。4款1項1目その他共同事業事務費拠出金は、退職者医療年金受給者リスト作成費用負担金として1,000円を、国保連合会からの通知によりお願いしております。

37ページをお願いいたします。5款1項1目保健衛生普及費178万8,000円、2目疾病予防費は30万8,000円をお願いしております。

38ページをお願いいたします。5款2項1目特定健康診査等事業費は、38ページから39ページに記載しており、特定健康診査及び特定保健指導に関する事業費として2,325万8,000円をお願いしております。

40ページをお願いいたします。6款1項1目利子は、一時借入金利子分として20万円をお願いしております。

41ページをお願いいたします。7款1項1目及び2目の還付金は、一般被保険者分150万円、退職被保険者等分として20万円をお願いしております。

3目償還金は1,000円の存置科目としてお願いしております。

42ページをお願いいたします。8款1項1目予備費は500万円をお願いしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第24. 議案第18号

○議長（原中 政廣君） 議案第18号令和2年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山保険環境課長。

○保険環境課長（横山 由枝君） 議案第18号令和2年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書の82ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、令和2年度桂川町後期高齢者医療特別会計予算を地方自治法第211条の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、別紙予算書で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億662万8,000円に定めようとするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料は、年金から徴収する特別徴収保険料9,336万8,000円、2目普通徴収保険料3,865万4,000円は、納付書、口座振替等による納付分と滞納繰越分をお願いしております。

8ページをお願いいたします。2款1項1目督促手数料は、100件分1万円をお願いしております。

9ページをお願いいたします。3款1項1目事務費繰入金は1,386万8,000円、2目保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料軽減分を補填するもので、5,792万7,000円をお願いしております。

10ページをお願いいたします。4款1項1目繰越金は230万円、11ページ、5款1項1目保険料還付金は50万円をお願いしております。

12ページをお願いいたします。5款2項1目雑入は1,000円の存置科目をお願いしております。

13ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費は、13ページから14ページに記載しており、短時間勤務会計年度任用職員1名分と職員1名分の人件費や管理費として689万4,000円をお願いしております。

15ページをお願いいたします。1款2項1目徴収費は69万4,000円をお願いしております。

16ページをお願いいたします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への分担経費及び保険料などの納付金として1億9,754万円をお願いしております。

17ページ、3款1項1目保険料還付金は50万円、18ページ、4款1項1目予備費は100万円をお願いしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第25. 議案第19号

○議長（原中 政廣君） 議案第19号令和2年度桂川町水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。山本水道課長。

○水道課長（山本 博君） 議案第19号について御説明申し上げます。

議案書83ページをお開きください。

本議案は、令和2年度桂川町水道事業会計でございます。

本予算につきまして、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき、本議会での議決に付するものでございます。

内容につきましては、別紙の桂川町水道事業会計予算書にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。第2条、業務の予定量は、給水戸数5,905戸、年間の有収水量は136万8,921m³、1日平均有収水量は3,750m³を予定いたしております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

第1款水道事業収益では2億3,245万8,000円を予定しております。

支出では、第1款水道事業費用として2億1,219万5,000円を予定しています。

差し引きの事業収益では2,026万3,000円の黒字を見込んでいます。

3ページをお開きください。第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入の予定はありません。

支出では、3,153万5,000円を予定しています。

また、収入が支出に対して不足している額3,153万5,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金3,026万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額126万6,000円で補填するものです。

第5条は、議会の議決を得なければ流用することができない経費として、職員の給与費6,792万円を定めております。

第6条は、棚卸資産の購入限度額を200万円と定めております。

予算内容につきましては、25ページからの令和2年度桂川町水道事業会計予算説明書で御説明させていただきます。

25ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益1項1目給水収益の2億2,144万3,000円は、水道使用料金、2目受託工事収益1,000円は、修繕料、3目その他の営業収益154万4,000円は、各種手数料及び口径別納付金として、それぞれの調定見込み額を計上しております。

2項営業外収益1目受取利息及び配当金は、預金利息として68万3,000円。

26ページをお開きください。2目長期前受金戻入は878万5,000円、4目雑収益は1,000円をそれぞれ計上いたしております。

3項1目過年度損益修正益1,000円は、存置科目として計上いたしております。

27ページをお開きください。収益的支出でございます。

1款水道事業費用1項1目原水及び浄水費8,411万6,000円は、浄水場にかかわる経費で、主なものは、職員3名分と会計年度任用職員3名分の人件費、施設の維持管理に伴う委託費、修繕費、動力費、検査手数料、施設の整備費等を計上いたしております。

29ページをお開きください。2目配水及び給水費3,559万5,000円は、給配水設備等にかかわる経費で、主なものは、水道設備の維持管理を担当する職員2名分と会計年度任用職員1名分の人件費、水道配水管の漏水委託調査料、修繕費等を計上いたしております。

30ページをお開きください。3目受託工事費1,000円は、材料費を存置科目として、4目総係費3,174万1,000円は、経理事務全般にかかわる庶務的経費で、主なものは、関係職員の3名分と会計年度任用職員1名分の人件費、検針人や集金人に対する委託料、口座振替の手数料等をそれぞれ計上いたしております。

31ページをお開きください。5目減価償却費4,140万3,000円は、浄水場の建物構築物、機械及び装置などの減価償却費や水利権の減価償却費、6目資産減耗費86万3,000円は、機械及び装置等の除却費、7目その他営業費1,000円は、存置科目としてそれぞれ計上いたしております。

32ページをお開きください。2項1目支払い利息及び企業債取扱諸費441万円は、企業債借入金利息、2目消費税1,306万3,000円は消費税見込み額、3目雑支出1,000円は、存置科目としてそれぞれ計上いたしております。

3項1目過年度損益修正損1,000円は、存置科目を計上いたしております。

33ページをお開きください。4項1目予備費、予備費としまして100万円を計上いたしております。

31ページをお開きください。資本的収入及び支出です。

収入についての予定はありません。

支出でございます。1款資本的支出1項1目メーター費97万5,000円は、メーター器の購入費として、4目固定資産購入費1,298万円は、浄水場における機械及び装置の購入費で、あわせて水道水を安定して供給するための機械導入経費を計上いたしております。

2項1目企業債償還金1,658万円は、企業債借入金の元金分を計上いたしております。

4項1目予備費、予備費としまして100万円を計上いたしております。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上は、議決賜りますようお願いいたしまして、提

案説明とさせていただきます。

日程第26. 報告第1号

○議長（原中 政廣君） 報告第1号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解の専決処分についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。山邊総務課長。

○総務課長（山邊 久長君） 報告第1号、専決処分について御説明申し上げます。

議案書84ページをお開きください。本件は、令和元年11月21日に発生した公用車の事故に係る損害賠償の額を定めること及び和解について、令和2年1月14日付で専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第180条第1項の規定により御報告するものでございます。

次の85ページをお開きください。本件の概要を御説明いたします。

損害賠償の額は2万3,000円で、事故発生の日時は令和元年11月21日木曜日、午後4時ごろです。

場所は、桂川町土師3,268番地付近。

事故の概要は、本町税務課職員が運転中に、後方確認が不十分な状態でバックをし、車両右後方が塀に接触したものでございます。

損害の状況といたしましては、相手方、桂川町、ともに人的損害はなく、物的損害として、相手方の塀にこすり傷がついた状況でございます。

事故発生の原因は、職員が運転中に後方確認を怠ったことが原因でございます。

示談の内容は、事故に係る過失割合は町が100%、相手方ゼロ%、双方の割合に基づき、町は相手方の物的損害額2万3,000円を相手方に支払うものでございます。

また、双方は、本件事故について、今後、いかなる事情が発生しても、裁判所、または裁判外において、一切の異議申し立て、または請求をしないというものでございます。

なお、損害賠償額2万3,000円は、本町が加入いたしております一般財団法人全国自治協会の自動車共済より、1月17日に全額相手方に支払われておるところでございます。

86ページには、損害額及び賠償負担額の区分及び事故現場見取り図を掲載いたしておりますので、御参照いただければと思います。

以上、簡略な説明ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

報告第1号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解の専決処分についてを終わります。

○議長（原中 政廣君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会といたします。お疲れさまでした。

午後2時36分散会
